平成２１年（フ）第２３５号
山梨県南アルプス市飯野718番地４
債務者　松島よしみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
山梨県大月市猿橋町藤崎456番地
債務者　藤本　敏春
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1388番地
債務者　山口　忠志
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
長野県木曽郡南木曽町吾妻3899番地５
債務者　川口　久子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４１号
長野県安曇野市穂高柏原2257番地
債務者　黒岩　　稔
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４２号
長野県北安曇郡池田町大字池田1983番地16
債務者　久保田富次雄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８５号
三重県伊賀市三田1741番地の９
債務者　大塚　康隆
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９３号
三重県名張市栄町2762番地６　丸栄マンション602号、前住所三重県名張市桔梗が丘５番町８街区71番地
債務者　杉谷　輝人
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９５号
三重県名張市鴻之台１番町88番地　コーポジョイフルＡ103号
債務者　福島　聖仁
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１４１号
兵庫県姫路市町坪499番地11
債務者　本田　伸二
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１５７号
兵庫県赤穂市清水町８番地の10
債務者　大橋　千秋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０４号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋491番地の15
債務者　田中　静子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３２号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋491番地の15
債務者　田中　國雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1971番地
債務者　高石亜紀子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０９号
兵庫県姫路市広畑区小松町１丁目64番地１―201
債務者　武田　佳よ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿281番地市営妻鹿住宅２棟2308号
債務者　深川　節子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２８号
兵庫県加古川市八幡町下村1584番地の10
債務者　上西　千種（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３０号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒399番地３ロワイヤル飾磨802
債務者　竹川みどり
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部